

奈良地方裁判所 平成28年(ワ)第3号放送受信料請求事件  
民事部4B係 裁判官森川さつき 様  
奈良地方裁判所(合議体) 御中

「森川さつき」担当裁判官の訴訟指揮に抗議し、  
回避・忌避を求める請願署名

【請願趣旨】

放送受信料請求事件の第2回口頭弁論が、平成28年5月13日奈良地方裁判所101号法廷にて行われました。双方が準備書面を陳述後、被告代理人弁護士が準備書面の要旨を口頭で陳述しました。この段階で、森川裁判官は事前の予告などを一切することなく、当日(5月13日)をもって弁論を終結して判決言い渡し日を指定しようとしていました。

即座に、被告代理人が「準備書面にも書いたとおり、被告側はまだ主張立証を予定している。原告準備書面への反論を準備している」として、弁論の続行を求めたにもかかわらず、森川裁判官は被告代理人の意見を聞き入れませんでした。そのため被告代理人は、やむを得ず口頭で森川裁判官の忌避を申し立てました。

通常の訴訟では、当事者の主張について、双方に反論の機会を十分に保障し、審議を尽くした上で弁論を終結し、判決がなされるものです。今回の場合、被告の「放送受信契約は有償双務契約であり、原告が放送法に違反した放送を継続している限り受信料支払いを拒む事ができる」という主張と、原告NHKの「受信料は『特殊な負担金』であり、受信料支払拒否はできない」という主張が出されたばかりで、これらの主張を噛み合わせる審議は行われていません。受信料は「特殊な負担金」との原告の主張に対して、被告に反論の機会を与えることなく、弁論を終結するという強権的な訴訟指揮は、国民の裁判を受ける権利を保障した憲法32条に照らし、絶対に認められるものではありません。

森川裁判官の訴訟指揮は、「裁判の公正を妨げるべき事情」(民事訴訟法24条1項)に該当することは明らかであります。

以上の趣旨から、憲法16条に基づいて、次の事項について請願します。

【請願事項】

- 森川さつき裁判官は本事件の担当を回避してください。
- 奈良地方裁判所(合議体)は、森川裁判官に対する忌避申立について、忌避に「理由がある」との決定をしてください。

氏名	住所

[呼びかけ] NHK問題を考える奈良の会(放送受信料請求事件 被告・弁護団支援)

〒630-8213 奈良市登大路5-5 奈良県教育会館1階 奈良県労働組合連合会内

連絡先 齋藤 紀彦 TEL: 090-5675-5049